第１回、第２回 団交開かれる

合理的理由のない不利益変更は
労働契約法違反！！

本当に震災復興に使われるのか？！

いままでに団交２回開かれる

2012 年６月 27 日に第１回目、７月６日に第２回目の団体交渉が開かれました。団交はまだ続きますが、２回の団交で議論された点を報告します。

北大教職員が懲戒処分を受けるかのよう

2012 年２月 29 日に成立した臨時特例法を背景に、北大が８月１日から実施しようとしている賃金減額は国家公務員と同じ内容です。しかし、大学教員の賃金は国家公務員より相対的に高いので、北大の平均減額率は7.8%ではなく、８%を越えると言われています。労働基準法第 91 条は、懲戒処分の減給であっても「１給料支払期の支払総額の１割を超える減額はできない」としていますが、今回は「１割」に近い減額幅です。まるで北大の教職員がそろって懲戒処分を受けるような感じです。

賃金減額は全く決まっていない

６月25日づけ学長名文書「給与支給額の減額について」を最後まで読むとわかりますが、北大はまだ賃金大幅減額を決めていません。北大教職員組合との団交が終わらないと、決定の手続きを行うことが出来ないからです。団交を無視して強行すれば、不当労働行為になります。

そのため、北大を代表して団交に出ている高杉理事は、「(今後、) 運営費交付金が削減される可能性が大きい」、「削減幅の算定方法について、文科省も財務省も明確な指針を出していない」などと慎重に言葉を選ばざるを得ず、いきおい曖昧な説明に終始しています。

今回は閣議決定なし

例年ならば人事院勧告に基づく給与法改定の閣議決定、政府による給与法改正案の国会提出、法案成立という手続きを踏み、閣議決定で国立大学法人を含む独立行政法人に賃金減額を「要請」しています（あくまで「要請」に過ぎない)。しかし今回の臨時特例法は政府提出ではなく、民主・自民・公明３党の共同提出による議員立法ですので、閣議決定は行われませんでした。そこで政府・文科省、北大の態度が従来とは異なります。

閣僚懇談会＝非公式の場の発言

５月 11 日の閣僚懇談会で副総理と財務相が意見を述べました。この両者の発言内容が文科省と国立大学法人に恐怖感を与え、混乱をもたらしていますが、非公式の場での発言に過ぎません。後者の財務相発言は、「次の予算編成の際には、・・・、国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し、運営費交付金等から減額したい」というものです。そこで北大は、いつの時期かもわからない「次の予算編成」に向けて、不利益変更の前倒しをしておこうというのですが、こんな不確かな要因に基づく不利益変更は許されません。

文科省「事務連絡」による「要請」

国立大学長等にあてた３月８日づけ文科省大臣官房長文書も、５月 29 日づけ高等教育局長文書も「事務連絡」に過ぎません。「事務連絡」により、国立大学教職員の賃金を大幅減額するよう、やはり「要請」しています。

もはや法治国家ではない

以上のとおり、非公式会議である閣僚懇談会での発言や単なる「事務連絡」により、しかも確定的要因が不明確な情報に基づき北大は前倒しの不利益変更を行うというのです。これでは、もはや法治国家とは言えません。理由らしい理由がないのに、文科省の「要請」を受けて北大が賃金大幅減額を実施すれば、合理的理由を条件に挙げる労働契約法第 10 条に違反する疑いが濃厚です。

第２回団交では以上の諸論点を指摘し、北大側が第３回団交で理由らしい理由を示すよう要求しました。

民主党と文科省による労使関係への介入

民主党・行政改革調査室が 2012 年４月と５月の２回、文科省を通じて国立大学法人に調査を行いました。いずれも労使交渉の進捗状況などをたずねた内容で、国立大学法人の労使関係に対する明白な政治的、行政的介入です。北大職組の上部団体である全大教は、国が不当労働行為を働いたとして、総理大臣と文科大臣を中央労働委員会に訴える（救済申立）準備を進めています。

2012 年７月 12 日

北海道大学教職員組合

〒060-0811　札幌市北区北 11 条西６丁目 北海道大学内
TEL ＆ FAX　011-746-0967
Mail：kumiai@ma4.seikyou.ne.jp
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/

学長文書の根拠、崩壊

6.25 学長文書は、復興財源に充てるために北大教職員の賃金を減額するとしています。しかし、復興財源に充てるというのは本当に正しいのでしょうか。6月 26 日の北海道新聞は、政府が「景気対策の財源に・・・国立大学・・・の給与削減分を充てることを検討」と報じています（資料１）。また６月 30 日の北海道新聞は「復興予算４割使われず　5.8 兆円、自治体調整遅れ」との見出しで、復興予算が余っていると伝えています（資料２）。

後者の記事に紹介されている**復興庁のＨＰ（2012 年６月 29 日にアップ）**を見ると、約 14 兆 9,200 億円の予算を組んだものの、2011 年度に使ったのは９兆 500 億円で、2012 年度への繰越額が４兆 7,700 億円、新設した特別会計への繰入額が１兆 1,000 億円であると確認できます。多額の復興予算が残っているのです。

学長文書を白紙撤回せよ

これらの事態から、学長文書の根拠は崩れていると言えます。北大は学長文書を速やかに撤回し、復興財源に充てるために賃金を大幅に減額するという方針を白紙に戻すべきです。

学長文書にこだわるなら、具体的な復興への使い道を明らかにせよ

第２回団交で組合は高杉理事に、学長文書の撤回を申し入れましたが、高杉理事は頑として聞き入れません。そうであれば、教職員の賃金を減額して、震災復興のどのような局面、場所、目的にどのように使うのか、具体的に明らかにせよと要求しました。第３回団交では、大学側がこの点にも回答することになりました。

今年度末からは退職金 400 万円減額も

総務省は 2013 年３月末に退職する国家公務員から、退職金を平均 400 万円減額する方針を固めつつあり、2012 年秋の国会に退職手当法改正案を提出する意向です。同法が改悪されると、国立大学教職員に影響してくるのは必至です。北大教職員の皆さん、黙っていると私たちの労働条件は果てしなく不利益変更されてしまいます。

怒れ　北大教職員！！　　組合に加入し、ともに闘おう

北大教職員の皆さん、怒りに燃えて立ちあがるときです。いうまでもないですが、法律に守られて労働条件改善を要求できるのは労働組合だけです。個人だとか、気の合った仲間では出来ません。ぜひ北大教職員組合に加入して、ともに行動に立ちあがりましょう。

（資料１）

景気対策へ補正予算

政府検討　円高、防災に重点

景気対策の財源には、11年度予算の決算剰余金や、独立行政法人と国立大学、特殊法人の給与削減分を充てることを検討。

北海道新聞
2012年6月26日

（資料２）

北海道新聞 2012 年 6 月 30 日

復興予算４割使われず

5.8 兆円、自治体調整遅れ

政府が2011年度予算に計上した東日本大震災の復興費14兆9243億円のうち、39・4%に当たる5兆8728億円が11年度内に使われなかったことが明らかになった。使い残したお金は、12年度に繰り越したり、予定していた事業に充てない「不用額」として処理したりする。

約4割もの予算が執行されなかったのは極めて異例。政府が被災地の自治体との調整に手間取るなどして、復興事業が想定通りに進んでいないことが浮き彫りになった。11年度第1次～第3次補正予算に計上した復興費の執行状況を復興庁が集計した。29日発表する。

年度内に執行された復興予算は全体の60・4億円。12年度に繰り越すのは全体の32・0%に相当する4兆7646億円、不用額は7・4%の1兆1034億円に上った。

政府は、不用額の全額を12年度に新設した復興特別会計に繰り入れる方向で検討する。

被災集落の集団移転などの幅広い事業に使えるお金として、国が被災地の自治体に配分する「震災復興交付金」5612億円を計上したが、1兆3101億円を12年度に繰り越す。

6%に当たる9兆5194億円、不用額は7